

史料 「神流川無賃渡高札」(戸谷家文書No.8065)

今後神流川定橋相を
付来に賃を相渡差出せ
橋押流し山麓、橋を在り
賃渡に横中付着所用
通河の外法付来しもの
順に可渡渡に也
七八月

(高札裏面)



天明元年八月